

柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付要綱

制定 令和3年3月26日

施行 令和3年4月1日

(目的等)

第1条 この要綱は、公正証書等の作成及び保証会社を利用して養育費を確保しようとする柏市のひとり親家庭に対し、予算の範囲内において、柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、養育費の確保の促進を図り、もってひとり親家庭の経済的な自立への支援に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり親家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に児童を扶養しているものをいう。

(2) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。

(対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）及び補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書等を作成した日又は養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に、柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る。）
- (4) 前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- (5) 対象経費の領収書等
- (6) 養育費の取決めが確認できる債務名義
- (7) 保証会社と締結した保証期間を1年以上とする養育費保証契約書（養育費保証契約に要する費用を請求する場合に限る。）
- (8) 個人情報取り扱いに係る同意書
- (9) その他、市長が必要と認めるもの

2 市長は、第1項第5号に規定する書類について、次の事項が記載されていることを確認するものとする。ただし、郵便局及び官公署が発行する領収書並びにレシートについては、次の項目を満たさずとも正規の領収書とみなして取り扱うことができる。

- (1) 宛先
- (2) 領収年月日
- (3) 領収金額
- (4) 取引内容
- (5) 領収者の住所，氏名及び領収印

3 市長は，第1項第6号に規定する書類について，次の事項が記載されていることを確認するものとする。

- (1) 養育費の取決め
- (2) 強制執行認諾約款（公正証書に限る。）

4 市長は，領収書及び養育費の取決めを交わした文書については，確認後，必要に応じて写しを取って本人に返却するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は，前条の規定による申請があったときは，当該申請に係る書類について速やかに審査を行い，交付の可否及び補助金額について決定するものとする。

2 市長は，補助金の交付を決定したときは，申請者に対し柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付決定通知書兼補助金確定通知書（第2号様式）により通知する。

3 市長は，補助金を交付することが不相当であると認めるときは，柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（標準処理期間）

第7条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は，30日とする。

（交付請求）

第8条 第6条第2項により交付決定を受けた申請者は，柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の支払）

第9条 市長は，前条の補助金交付請求書の提出があったときは，速やかに当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取り消し）

第10条 市長は、第6条第2項の規定による通知を行った決定の内容が、変更等により補助金の対象として適当でなくなった場合に、本補助金の交付決定を取り消すことができるものとし、柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による取り消しについて、申請内容に虚偽の記載がなされる等の不正な手段によるものである場合、交付対象者から補助金の返還を求めることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行し、同年3月1日から適用する。

別表（第3条及び第4条）

補助 区分	対象者	対象経費	補助 金額
1 公 正証書 等作成 に要す る費用	<p>申請日において本市に居住し，住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）に基づく記録をさ れている者であり，かつ，次に掲げる要件をすべて満たす者。 ただし，公正証書等作成に要する費用を請求する場合については第5号を除き，養育費保証契 約に要する費用を請求する場合については第3号を除く。</p> <p>1 児童扶養手当の支給を受けている者又は同様の所得水準にある者</p> <p>2 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者</p>	<p>養育費の取決めに要する経費として，公証人手数料令（平成5年政令第224号）で定める公証人手数料又は家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代，連絡用の郵便切手代とする。</p>	<p>実際に支出した経費と 17,000円を比較していずれか低い額</p>
2 養 育費保 証契約 に要す る費用	<p>3 養育費の取決めに係る経費を負担した者</p> <p>4 養育費の取決めに係る債務名義を有している者</p> <p>5 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者</p> <p>6 過去に同一区分の補助金を交付されていない者</p>	<p>保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち，初回の保証料として本人が負担する費用とする。</p>	<p>実際に支出した経費と 50,000円を比較していずれか低い額</p>